

グリーンビジネス戦略構築・事業化支援業務 提案競技 仕様書

1. 業務名 グリーンビジネス戦略構築・事業化支援業務

2. 事業目的

今後、SDGs、脱炭素化、デジタル化等の進展により、産業構造が大きく変革することが見込まれている。県内製造業では、変化に対応して新製品・新技術開発等のイノベーションを創出して次世代産業分野へ展開することの重要性が増している。

そこで、次世代産業分野の中でも特に成長が期待されるグリーン分野への製造業を中心とした県内企業の参入を促進するため、令和5年度に設立した島根グリーンビジネスフォーラム（以下、「フォーラム」という）の活動を継続し、戦略構築、研究開発、事業化等の企業のステージに応じたきめ細かい支援を行うことで、県内経済を牽引し、若者が魅力を感じる、高付加価値な企業の創出を進める。

3. 委託期間 契約締結日～令和7年3月31日

4. 委託事業内容

(1)セミナーの開催

① 普及啓発のためのセミナーの開催

- ・ 県内企業を対象とした、グリーンビジネスの普及啓発を図るセミナーを実施する。講師については、グリーンビジネスに精通する者や取組を進める者等を選定し、中小企業にも理解や共感を得ることができるよう工夫すること。
- ・ セミナーは、令和6年6月頃に1回島根県内で現地開催し、リアルタイム及び後日のオンデマンド配信を行うこと。

(2)フォーラムの実施

① 具体的なテーマの各種プログラムの企画・運営

- ・ 県内製造業のグリーンビジネスへの参入や事業拡大を促進するため、事業目的を効果的に達成するためのプログラム（例：勉強会、ワークショップ、視察、交流会、商談会、会員企業と島根県外企業とのマッチング等）を年4回以上島根県内で現地開催し、県と協議の上、リアルタイム及び後日のオンデマンド配信を行うこと。
- ・ 一連のプログラムについては、県内産業界の機運醸成や参加メンバー間でのマッチング等を促進する内容とすること。

② フォーラム事務局の運営支援

島根県商工労働部産業振興課に設置するフォーラム運営事務局の支援を行う。

- ・ フォーラムの活動を周知・PRするパンフレットの作成、印刷。
(例：令和5年作成した案内チラシ類の見直し・修正、活動実績や支援メニューを取りまとめた総合的なパンフレットの新規作成 等)
- ・ セミナー、各種プログラム実施に当たって、フォーラム会員企業への周知、募集受付。

- セミナー、各種プログラム参加者アンケートの実施・集計、イベント開催レポートの作成。

(3)企業からの相談対応

① 相談に対する情報提供

- フォーラム会員企業からのグリーンビジネスの相談に対して情報提供を行うこと。企業からの相談は、県が企業から收受し、原則としてメール、オンライン、ウェブ等で、受託者に回答を求める、県から企業側に返答を行う。想定する情報提供の回数は、概ね 10 件程度とする。
- 具体的な参入戦略を策定した企業等に対しては、企業訪問を含めた重点的な支援(経営計画への助言やマッチング、専門家の紹介等)を行うこと。想定する重点的な支援を行う企業の数は、概ね 1 社程度とする。なお、重点的な支援に当たっては、令和 6 年度、本業務とは別途実施予定である「次世代産業モデル創出伴走支援業務」及び「次世代産業マッチング支援業務」との連携に留意して実施すること。
- 受託者側の実施体制(窓口体制、対応予定者等)を構築し、企業からの相談に対する回答をとりまとめ、定期的に県へ報告すること。

(4)広報支援業務

① ポータルサイトの運用

- 会員企業の製品やフォーラムの活動の広報を目的とした特設のポータルサイトを開設し、島根県情報セキュリティポリシーに基づいて適切に運用・保守しアクセス解析を含めたセキュリティレポートを定期的に県へ報告するとともに、県の指示に基づきコンテンツを適宜編集する。
- ポータルサイト内の「会員企業のグリーンビジネス製品・サービス」について、会員企業と調整し、更新、新規募集・追加を順次行いその内容を反映する。
- ポータルサイトのデザインや操作性を向上させるため、県と協議の上、サイトのデザイン・レイアウトを見直しリニューアルする。

② 会員企業等への情報提供

- 季刊誌を年4回作成しポータルサイト上で公開するとともに、紙による配布にも対応できるよう電子媒体でも提供する。コンテンツの内容については県と協議の上決定すること。
- グリーンに関連する県施策の情報提供を目的として、会員企業を中心とした関係者向けにメールマガジンを配信しているが、より有益な情報提供を行うため、関連情報(全国の展示会等の各種イベント情報、参考となる企業の先進事例、企業向け補助メニュー 等)の収集を行い、取りまとめた結果を県へ報告すること(年 12 回以上)。

(5)独自企画提案

その他、県内企業のグリーン分野への参入を促進するために有効な取組として提案競技で提案し、県と調整を図った業務。

(6) 成果物

令和7年3月31日までに、委託業務完了報告書を作成し、紙媒体、電子媒体で納品する。なお、報告書には以下を含むものとする。

- ・ 受託者が実施した活動内容の取りまとめ
- ・ フォーラム活動として実施したイベントの記録(開催概要、チラシ、イベント当日の様子が分かる写真、アンケート集計結果、開催レポート等)
- ・ 4(3)①で作成した報告書
- ・ 4(4)①、②で作成した事例集や季刊誌
- ・ その他、本業務を通じて作成した成果物

5. その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、島根県ホームページ上で公開している過年度実施した島根グリーンビジネスフォーラムの取組経緯を十分に踏まえること。
※ <https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chiiki/green.html>
- (2) 本業務を円滑・適正に運営するため、責任者及び各担当者等のバックアップ体制を構築すること。
- (3) 本委託業務の実施にあたっては、本仕様書及び「提案競技実施要領」に基づいて提出した提案書の内容を遵守することとし、県と十分協議すること。
- (4) 本委託業務における打ち合わせや会議等については、議事録を作成し、適宜、県に報告すること。
- (5) 各種イベントの企画・実施の方針検討や事業の進捗確認のため、県と定期的に打ち合わせを行うこと。打ち合わせは、内容に応じてオンライン・対面のうち適切な手法で実施すること。
- (6) 本事業に係る講師謝金や会場費等の一切の経費は委託費の中で負担する。
- (7) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (8) 成果物の著作権は県に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (9) 本委託業務の実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (10) 本委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、県に遅滞なく報告し協議のうえ対応を行うこと。
- (11) 感染症の影響等受託者の責によらない事由により、仕様書に記載された事業の一部が実施できなくなった場合は、県と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更する。
- (12) 契約締結前に実施した事項については受託者の責任とし、県は一切の責任を負わない。
- (13) その他、仕様書に定めのない事項は県と受託者の協議により定めるものとする。